

茅室町総合計画審議会  
—コロナ対応と総合計画の点検評価—

20200819

はじめに 一施策評価のアプローチを再確認

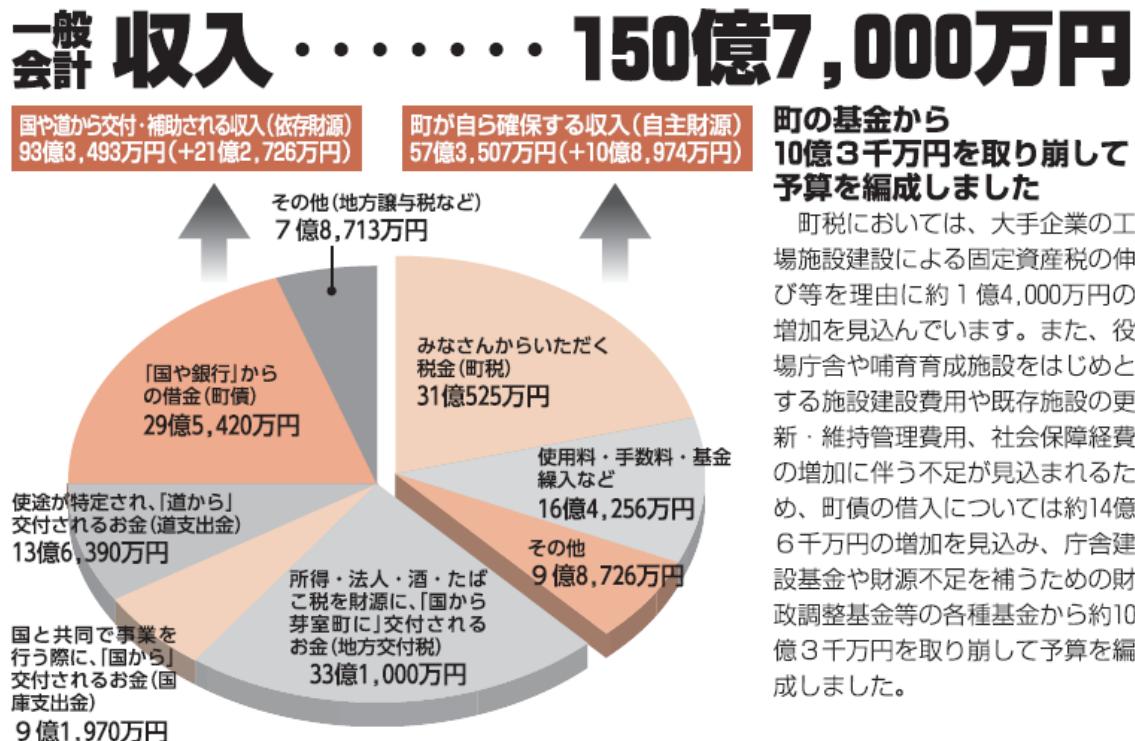
・基本となる 3 つの視点

- ① 普通の生活者としての住民の視点
- ② 民間（納税者）の視点
- ③ 自治の担い手、協働の担い手としての視点

・評価シートの読み解き方の一例

- ① 目標値が達成されているか、未達成か
- ② 時系列比較
- ③ 参考として他の自治体の傾向・施策事業との比較
- ④ 考慮すべき社会経済的な要因
- ⑤ 住民の側から考慮すべき点、町政へのかかわり方

1、施策の執行に要する予算はどのように調達されているのだろうか（すまいる 3 月号、4 月号を参照）



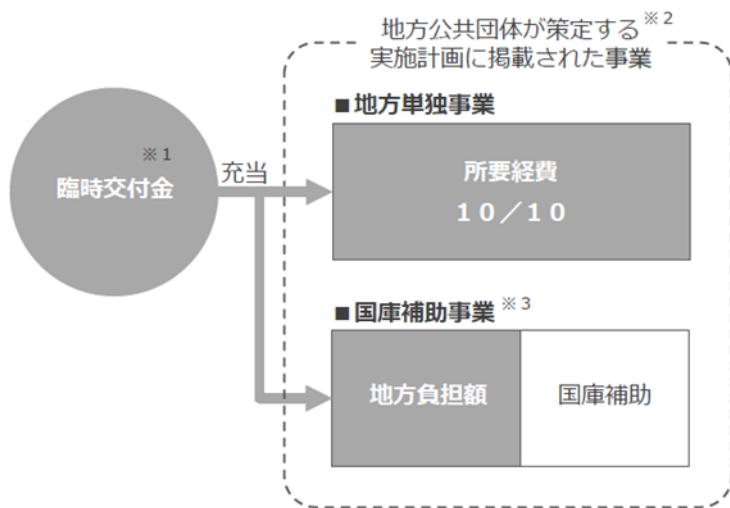
- ・国からの補助金の一例として、「地方創生推進交付金」が
- ・国は今年4月以降、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」という新しい補助金を配分。町の当初予算に上乗せされる形で事業が行われることに。

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更））

### 第2章 取り組む施策

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。

- 地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち  
地方単独事業の所要経費と国庫補助事業の地方負担額が交付対象となります。



- ・多くの市町村で、①中小企業等の減収・事業継続への支援金、②住民への商品券等の発行・配布、③住民に配布するマスク購入、④中小企業の休業要請への支援金など。
- ・今回の、臨時交付金の特徴と留意点はどこにあるのか？
- ・施策評価の際の視点として…
  - ① それぞれの施策の中で、「コロナ対策」がどのように行われているのか
  - ② 評価シートの「2.施策事業費」に「臨時交付金」が加算されているのか
  - ③ 「コロナ対応」によって、施策の執行にどのような影響が及んでいるのか
  - ④ 「コロナ対応」によって、施策目標を見直す必要はないか
- ・ただし、「コロナ対応」という考慮要因があったとしても、3つの視点による評価が基本